

議案第 9 号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

国及び他の地方公共団体との給料水準の均衡を図るため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「以下この項において「基礎給料月額」」を「以下この項及び附則第18項ただし書において「基礎給料月額」」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 18 令和6年4月1日から当分の間、第19条第1項に規定する職にある職員のうち7級及び8級の職にある職員に対する給料月額の支給及び地域手当の算定に当たっては、当該給料月額から、給料の月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額（この額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。ただし、期末手当、勤勉手当及び退職手当の計算の基礎となる給料の月額並びに基礎給料月額については、この限りでない。
- 19 前項の規定の適用を受ける職員における第17条第2項の規定の適用については、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額から、給料の月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。